

学校の先生の中に定年退職となる年度末を待たないで退職する者がいる。この理由は、退職手当の引き下げが二月一日から実施されることとなった結果、定年による退職時期である三月末日まで待つて退職するよりも、一月中に退職した方が、三月までの二ヶ月分の給料を計算しても、手取りの給与総額が多くなることにあるという。このことは、教員以外

の一般の職員の場合も同じであるが、教員については、児童生徒が卒業するのが三月であるため、担任の先生がその前に辞めるのは、任務放棄だという批判がある。ある県における県民の反応は、知事部局に対するものとしては、そのような制度がおかしいという批判が多く、教育委員会に対するものとしては、子供よりも自分の経済的利益を優先するのはけしからんというものが多そうだ。

この退職手当の切り下げは、官民格差を調査した人事院の勧告によって、国家公務員の退職手当が一月一日から段階的に切り下げられることに対応したものであるが、実施時期によって

は、勧奨退職や民間における希望退職による早期退職を推進する効果がある。すなわち、通常早期退職制度にあつては、定年よりも早期に退職する者に対する優遇措置を講ずることによって退職を勧誘するのであるが、定年による退職が不利になる制度によつても、同じ効果が期待できることは分かり易い道理である。そして、不利になることが分



つて、不利になることが分

かつていながら、勤務を

無理であろう。

ところで、来年度予算

案における地方交付税の

総額は、対前年度で約

四、〇〇〇億円減の一七

兆一、〇〇〇億円（一般

会計からの繰り入れは一

六兆三、〇〇〇億円）であるという。地方交付

税の額が、所得税および酒税の三二%、法人税

の三四%、消費税の二九・五%と法定されている

ことは周知のとおりであるが、この法定分

で地方の財政需要の不足分を賄うことができず、

国債の発行などによって不足分を補うことが当

然のようになってい

このため、毎年、地方財政対策が国の予算編成における最難問の一つとなっている。来年度予算編成に際しては、平成二四年度からの二年間の時限措置としてなされている国家公務員の給料の七・八%削減を地方公務員にも求めるか否かが問題となり、結果的には、二五年七月から国家公務員並の削減をするということ前提として、地方財政計画を策定することになったという。

このことを受けて、国（総務省）は、地方公共団体に対して、給料の切り下げの指導（技術的助言）をするようである。公務員の勤務条件は人事院（人事委員会）の勧告を受けて行うというのが法律の定めるルールであり、国家公務員の七・八%削減については、曲がりなりにも労使の合意という正当化理由があつた。しかし、今回の地方公務員の給料切り下げには、財務省と総務省の合意という以外の理由はないように思われる。法定の額を超える地方交付税を交付する国が自らの財政事情を考慮するのは当然のことであるが、そのことと、完全な固有事務である給与の決定について口出しをすることは別の問題ではなからうか。

（弁護士